

大阪 P C B 廃棄物
処理事業監視部会

平成27年3月25日(水)

14:00~15:47

於：此花会館

3階 大ホール

第4回 大阪PCB廃棄物処理事業監視部会

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 大阪PCB廃棄物処理事業の進捗について
 - (2) 環境モニタリング調査について
 - (3) PCB廃棄物処理基本計画変更後の主な取組について
 - (4) その他
4. 閉会

○中尾係長（司会）

定刻となりましたので、ただいまから第4回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々を初め皆様方にはご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。

議事に入りますまで本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制担当の中尾でございます。よろしくお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、傍聴者の皆様には、あらかじめお配りしました遵守事項に従い、お静かに傍聴していただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは初めに、事務局の大阪市を代表しまして、大阪市環境局環境管理部長の柴田からご挨拶をさせていただきます。

○柴田部長（大阪市）

大阪市環境局環境管理部長の柴田でございます。

本日は、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪PCB廃棄物処理事業監視部会に当たり、有識者の皆様、関係者の皆様には、年度末の大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

なお、環境省から角倉産業廃棄物課長並びに中野課長補佐にご出席いただいております。あわせてお礼を申し上げたいと思います。

また、日ごろから本市環境行政に格段のご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、平成26年度に入りまして2回目の公開の場による監視部会となりますが、これまで有識者の皆様には貴重なご意見をいただくとともに、関係者の皆様のご理解とご協力によりまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所、通称JESCO大阪PCB処理事業所におけます近畿2府4県内のPCB廃棄物はおおむね順調に安全かつ適正な処理が進められております。

一方、平成24年12月のPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令や、昨年6月の国のPCB廃棄物処理基本計画が変更されたことを受けまして、JESCOの処理期間の延長、JESCOの各事業所間の長所を生かした処理能力の相互活用、また近畿2府4県の安定器など汚染物をJESCO北九州PCB処理事業所で処理を行うこととなりました。

処理期間の延長につきましては、処理期間内の計画的な処理は当然のことながら、一日も早

い処理完了を行うべく、本市を初め本日ご出席の自治体におきましても、今なお未届けとなっていますPCB廃棄物の掘り起こし調査などの実施や保管事業所に対する適正な保管のための措置、計画的な処分のための取り組みを講ずるよう指導を行っているところでございます。

また、来年度からは、近畿2府4県以外のエリアからPCB廃棄物の受け入れを行い、JESCO大阪PCB処理事業所で発生しました高濃度PCB運転廃棄物の一部は、他のJESCO PCB処理事業所で処理が始まることとなっております。

このことから、早期処理はもちろんでありますが、これまで以上に安全かつ適正に処理を行う必要がありますので、本部会は客観的な立場から事業の適正性や安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても重要な役割を果たしていただいているものと考えております。

また、JESCO大阪PCB処理事業所が行うPCB廃棄物の拠点的広域処理におきましては、処理状況などの情報を公開することにより、地元の皆様方を初め関係者のご理解を深めていただくことが大変重要であって、不可欠なものであると考えております。

なお、本日の部会でございますが、議題は大阪PCB廃棄物処理事業の進捗、環境モニタリング調査、また環境省からPCB廃棄物処理基本計画変更後の主な取り組みについてのご説明をいただくことといたしております。

最後になりましたが、JESCO大阪PCB処理事業所での安全安心な処理が行われますよう引き続き指導の徹底を図りますとともに、本日の監視部会においていただきましたご意見を踏まえながら、これまで以上にPCB廃棄物の早期適正処理や地域の環境保全、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中尾係長（司会）

続きまして、本日は環境省産業廃棄物課から角倉課長並びに中野課長補佐にご出席いただいておりますので、ご挨拶いただきたいと思います。

○角倉課長（環境省）

皆様、お疲れさまでございます。ただいまご紹介にあずかりました環境省産業廃棄物課長としております角倉と申します。どうかよろしく願いいたします。

本日ご出席の皆様方におかれましては、P C B廃棄物の処理の推進に当たりまして多大なるご尽力、ご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場をおかりしまして改めて厚く御礼申し上げます。

昨年6月のP C B廃棄物処理基本計画の変更によりまして、この地域におきましては大阪P C B処理施設の処理期間が延長されることになりました。また、広域的な処理として豊田地域の車載トランス、さらに豊田及び北海道地域の特殊コンデンサの一部は大阪P C B処理施設で受け入れていただくことになり、この地域の安定器等汚染物は北九州P C B処理施設で処理をしていただくことになりました。さらに、この処理の期間の延長でございますけれども、これは私どもとして単なる延長ではないと考えております。一日でも早くP C B廃棄物の処理を終了させるために、私ども国、さらにJ E S C Oはもちろんでございますが、関係者の皆様方が一丸となって最大限の努力を進めていくことが必要であると考えております。

具体的には、昨年9月に開催された前回の会議でも私のほうから2点申し上げさせていただいたところがございますけれども、まず第1点目といたしまして、地方自治体の皆様のそれぞれがきちんと未処理の保管事業者の掘り起こし調査を行っていただき、処理期間内に確実に処理を行わせるよう、保管事業者を指導、助言していただくことを今般の都道府県P C B廃棄物処理計画の改定にぜひとも盛り込んでいただき、これを実現していただく必要があると考えております。また、2点目でございますが、P C B処理施設の設置自治体である大阪市の重要な貢献をぜひとも関係の自治体の方々、皆様方にはご理解、ご認識いただき、可能な限りのご協力をお願いしたいと考えております。

現場で保管事業者を指導される各地方公共団体の皆様方が日ごろより大変な思いをしていらっしゃる、こういうことは私どもとしても深く理解をしていきたいと考えているところがございますが、これらの取り組みの推進につきまして、改めましてぜひともよろしくお願ひしたいと考えております。もちろん私どもとしてもJ E S C Oとともにしっかりと一日でも早くP C B廃棄物の処理が進むよう最大限の努力をしたいと考えておりますので、有識者の先生方におかれましても、ぜひともご指導、ご助言いただければと考えておりますので、本日はどうかよろしくお願ひいたします。

また、本日はこれまでの国の取り組みについてもご説明申し上げたいと考えております。今後とも引き続き本日ご出席の皆様方のご理解、ご協力を賜りながら、私どもとしても精一杯汗をかいていきたいと考えておりますので、本日はどうかよろしくお願ひいたします。

○中尾係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、まず1枚目になりますが、議事次第。続きまして出席者名簿。すみません、こちらの出席者名簿なんですけれども、本日2点訂正がございまして、まず1点目なんですけれども、神戸市さんの斉藤課長が本日指導担当係長の上森さんに代わっております。2点目につきましては、姫路市さんの主事、奥田さんが欠席となっておりますので、訂正のほどよろしく願いいたします。

資料の確認に戻らせていただきまして、続きまして配席図。あとは右上資料ナンバー1から3と書いてございますが、まず資料1としまして「大阪PCB廃棄物処理事業の操業状況について」、資料2につきまして「平成26年度環境モニタリング調査について」、最後になりますが資料3としまして「PCB廃棄物処理基本計画変更後の主な取組について」となっております。資料の配付漏れ等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

部会長であります大阪市の有門産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、有門課長、よろしくお願ひします。

○有門課長（部会長）

大阪市の環境局で産業廃棄物規制担当課長をしております有門でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。部会長でございますので、議事の進行をさせていただきます。

先ほどもございましたけれども、この会議、公開で今年度2回目ということでございまして、平成25年度からただいまの形態になってございます。近畿ブロックの2府4県、政令市、現在は20の自治体が一堂に会して、有識者の皆様、環境省、それからJESCOさんもご出席をいただき、広く情報公開をしていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題1に移ってまいりたいと思います。

資料1にございます大阪PCB廃棄物処理事業の進捗についてでございますが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社からご説明をお願いします。以下、JESCOと申し上げます。

本日は本社から東事業部長が来られておりますので、冒頭ご挨拶を頂戴した後、中身の説明に入っていただきたいと思っております。

それから、資料1につきましてはちょっとボリュームがございますので、前半と後半にちよ

つと説明を分けていただければと思っております。10ページのところで一区切りということで、11ページの各種モニタリング調査の前のあたりということになると思っておりますけれども、2回に分けてお願いできればと考えております。

では、東部長、よろしくお願い申し上げます。

○東事業部長（JESCO）

どうも皆さん、こんにちは。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の本社PCB処理事業部部長をしております東と申します。お世話になっております。

まず、ご挨拶の機会いただきましてありがとうございます。お集まりの有識者の皆様、それから大阪市を初めとする地方公共団体の皆様におかれましては、日ごろより大阪事業所におけますPCB廃棄物処理事業の推進につきまして多大なるご支援、それからご指導、ご鞭撻をいただいております。改めて御礼を申し上げます。

まず、当方からのご報告でございますけれども、日本環境安全事業株式会社法を改正する法律が昨年11月27日に公布、そして12月24日に施行されております。これに伴いまして、弊社の社名でございますが、先ほども紹介いただきましたけれども、中間貯蔵・環境安全事業株式会社ということに変更になってございます。それから、これまでJESCOと呼んでいただいております略称についてでございますけれども、英文訳がJapan Environmental Storage & Safety Corporation、中間貯蔵のStorageというのを加えたことによりまして、実はSが2つあるという状況なんですけれども、S1つということでお許しいただいて、JESCOという略称につきましては引き続き使わせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

あと、新たな業務として、さきの福島での原発事故に伴いまして、福島県内で発生した放射性物質による汚染土壌等につきまして、その最終処分が行われるまでの間保管を行う中間貯蔵事業を国等からの委託を受けて、福島県内で実施するということが追加されております。この中間貯蔵事業を実施する社内の体制といたしまして、本社の中に中間貯蔵事業部、それから福島県いわき市に中間貯蔵管理センターを設置しておるところでございます。報道でもご承知かと思っておりますけれども、3月13日から試験的ではありますが、汚染土壌の搬入が開始されているという状況でございます。

一方、これまで取り組んできましたPCBの処理事業については、業務内容について方針に変更はなく、中間貯蔵事業とは経理を区分して実施するというところでやることになっておりま

す。大阪を初め全国に5つある事業所では従来どおりPCB廃棄物の処理のみを行うということでございますので、そのところご承知いただきたいと思います。

事業所の名称でございますが、例えばこの大阪事業所におきましては大阪PCB処理事業所へ変更ということで、他の事業所もPCB処理事業所ということになっております。

それから、あと本社でございますけれども、処理を担当して私私のいる事業部がPCB処理事業部、それからPCB廃棄物の搬出とか搬入を担当しております営業部というところがございまして、そちらの名称はPCB処理営業部ということでそれぞれ変更になっております。

それで、昨年6月にPCB廃棄物処理基本計画、それから我々のつくっております事業の基本計画が変更されたわけでございますけれども、間もなく来る平成27年度はこれらの基本計画に即した年度計画のもとで事業を行う最初の年度ということになります。エリア間移動によるPCB廃棄物の処理も可能なところから開始するというので、気を引き締めて対応してまいりたいと思っております。

JESCOといたしましては、本日の部会でいただいたご意見をしっかりと受けとめて、新たなPCBの処理期限を見据えながら、一日でも早く安全、確実な処理が進むよう頑張っております。皆様方には引き続きJESCO事業へのご理解、ご指導をいただきますようお願いいたします。

以降の資料の説明は、大阪PCB処理事業所よりさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○油井所長（JESCO）

大阪PCB処理事業所長の油井です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは資料1に基づきまして、操業状況について報告します。

1ページです。搬入実績といたしまして、操業開始から本年1月末までの搬入台数でございます。トランス類では約71%、コンデンサ類で75%、廃PCB油ですけれども、これは62%が搬入されました。分母は昨年3月31日現在のJESCOに登録されてる台数でございます。下のグラフにありますとおりでございます。

2ページです。こちらのほうは処理を完了した実績でございます。トランス類、コンデンサ類、廃PCBということで、下のグラフをごらんいただきたいんですが、平成26年につきましては処理の実績が少ない状況でございます。これは2月と3月分の実績がまだここには加わっ

ておりません。それともう一つは、運転廃棄物を今年度から処理をするということで、トランス、コンデンサの処理の予定はそもそも計画として昨年の3割減ということで計画をしておりました。それに伴いまして少なくなってるということでございます。

3ページです。処理の結果、無害化された有価物、廃棄物、それぞれこのように払い出しをしております。下の表は再資源化の方法について記載しております、これまでと同様でございます。

4ページです。視察・見学状況でございます。ここ5、6年、大体年間500名前後の見学の方を受け入れておまして、累計9,700名の方がご覧いただいております。来年度は1万人を突破するんじゃないかというふうに考えております。1万人目の方に何か記念品でもお渡ししようかなという今計画をしております。

下は、保管事業者説明会でございます。これも6巡目になっておまして、近畿2府4県のそれぞれの行政とともに保管事業者に対し説明会を行っております。これからは、先ほどお話もございましたように、底さらい、登録いただいた方を最後の一つまで処理をするということと、もう一つはまだJESCOに未登録のものがございます。これは掘り起こしという形で呼んでおりますけれども、行政と連携しながら登録を促進していただいて、そしてJESCOで処理をしたいというふうに考えております。

5ページです。5ページは収集運搬と処理施設に入門許可を取得されてる収集運搬事業者さんでございます。現在のところ22事業者さんが登録いただいて、受け入れ基準、あるいは収集運搬の安全性を確保しつつ、保管事業者様からJESCOの施設まで運搬いただいているというところでございます。

次に、6ページです。緊急時対応訓練実施状況ということでございまして、毎月1回行っております。26年度は漏洩をテーマに各グループごとに実施しております。それと、全所的には5月と11月、12月。5月は此花消防署の立ち会いをいただきまして、総合防災訓練を実施しております。また、11月も消防訓練ということで、下の写真にございますような放水訓練とか担架の搬送訓練、こういったことを行っております。それから、12月は地震の避難訓練というところで行ってます。

次に、7ページです。安全教育実施状況です。これも月1回、教育内容はここに書いてございますようなテーマを設定しまして、1時間行っております。

次に、8ページでございます。ヒヤリハットの取り組み状況ということで、これも大体ここ数年、ヒヤリハットとキガカリ合計しまして200ないし400ぐらいの件数を各現場の運転員、作

業員の皆さんから提案をしてもらって、それを一つ一つ、提案してもらっただけではなくて、具体的にどういうふうに改善していくのかと。運転方針、方策を検討する。あるいは設備面で不足しているところがあれば追加をして補強するといったことの取り組みを行っております。

次に、9ページです。今後の大阪PCB処理事業所の方針ということでございます。先ほど環境省の課長のほうからもご説明があったとおり、基本計画が改定されました。その改定に基づきまして、大きく3点大阪事業所としては取り組んでいきたいと。まず1点目は、処理を終了する期限というのが最長で平成36年度末ということに変更されました。これまでは標準的なトランス、コンデンサというものを優先して処理をしまいいりましたけれども、今後は超大型のトランスでありますとか、建物からなかなか搬出が困難なトランスなどもございます。そういったものを手がける。それから、保管事業者様のほうで鉄の箱に入れて、一部漏洩してるようなトランス、コンデンサもございます。そういったものを容器ごと引き取りまして今後は処理していかなくちゃいけないと。手間ひまがかかりますので慎重にやっていきたいというふうに考えております。

それから、2点目は、お話ございましたように事業所間のエリア間移動というものが平成27年度から本格的に実施する予定です。ここに書いてあるような大阪事業所に搬入されるもの、大阪事業所の事業区域から他の事業所に行くもの等々ございます。この中で、特殊（炭化）コンデンサというのが北海道と豊田からまいいりますけれども、平成27年度からと書いてあります。豊田からは平成27年度から来る予定になっておりますが、北海道のほうからは平成28年度からの予定になっております。そのために、今年度はエリア間移動が円滑に行われるよう、収集運搬の問題ですとか搬入搬出、先ほどの収集運搬事業者の追加登録なども準備を行いまして、スムーズに行われるよう検討しているところでございます。

それから、3つ目は、処理の期間が最長で平成36年度末ということになりましたので、それまで施設の健全性を担保しなくちゃいけないということでございまして、施設の点検を、これまでも点検は行ってきておりますけれども、新たに長期保全計画というものを策定いたしまして、設備、機器、部品などを前もって改修、更新を行っていくという計画を策定いたしました。これについては後でまた触れたいと思います。

それから、地震、津波に対する安全性ということを再確認しておりますけれども、南海トラフを発生源とする地震に対しましては、震度7相当の設計強度を持つ施設の構造になっておりますので、十分に耐え得るであろうと。それから、震度4以上の地震が来たときには緊急停止し、安全に停止をするという設備も持っておりますので、地震には耐え得ると。それから、津

波でございますけれども、潮位が見直されまして、大阪湾の潮位からプラス5.4メートルのところには舞洲の場所には到達するであろうということが最近のデータで示されたところでございます。これに対しまして、地盤高が大阪湾の潮位よりプラス9.9メートルと、地盤高が高いということがありますので、基本的には津波にやられるということはないと考えております。ただし、そういう津波警報が出た場合にはシャッターを閉めて、そして中のものが流されないように固縛をして対処するという事を考えております。

10ページです。運転廃棄物でございますけれども、大阪事業所としては非常にドラム缶に保管した運転に伴う廃棄物がいろんな種類がございます、他事業所に比べて非常に多いという状況にあります。この表の左側に物の種類がございます、それから平成26年度当初で保管してるドラム缶の本数、合計で5,964本というものがございます。それから、今後操業を続けてまいりますので、年間の発生本数、それに事業終了までの推定の本数を加えますと全部で1万4,574本のドラム缶が発生するという予測でございます。これを処理しなきゃなりませんので、右側でございますように物ごとに、一般産廃に出せる卒業基準に達してるものについてはそういったし、それから5,000ppm以下のものにつきましては無害化認定施設に払い出しをします。それから、高濃度のものにつきましては大阪事業所でみずから処理をする。それから、先ほどエリア間移動のところにも出てまいりましたけれども、東京事業所で粉末活性炭を処理していただく。それから、北九州事業所で運転に伴う二次廃棄物を処理していただくというような、総合的に考えまして処理を進めていきたいというふうに考えております。

前半の部分は以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ただいまのJESCOからの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。上野先生。

○上野委員（外部有識者）

1点だけ教えていただきたいんですが、9ページの先ほど油井さんがご説明いただきました今後の計画なんですけれども、前にもちょっとお聞きしたかと思うんですが、超大型トランスは大型解体室全て入ると考えてよろしいですか。それと、今後恐らくだんだん搬出困難なトランスとか、漏れ出てるようなトランスとか増えてくると思うんですけど、そういった見通しに

ついてはいかがでしょう。

○油井所長（JESCO）

超大型トランスで処理施設の間口からいって入らないものが十数台ございます。これについては保管事業所の保管場所でまず油を抜きまして、そして中を気化洗浄いたします。それで、洗浄液を500ppm以下にしまして、それで現場で切断解体いたします。その際はもちろんグリーンハウス等で局所排気を設けまして、PCBが外へ揮発しないような措置をとりながら、また作業員の方の作業環境を守るということをやりながら切断をします。それで、それを鉄のケースに入れまして、密封のふたをしまして、それを大阪事業所のほうに搬送していただくというやり方を考えております。油は油でドラム缶で持ってきてもらうということで、そういう対処の仕方のもので十数台ございます。

それから、漏洩物につきましては、今私ども何台か既に経験しておりますけれども、まず運ぶのに漏れ防止型金属容器を使用しまして、運ぶ際に安全性を担保すると。それから、できればさらにドラム缶に入れて、コンデンサなんかはドラム缶に入る寸法のものでございますから、ドラム缶に入れて密封をした状態で搬送していただく。あるいは搬送ケースを収集運搬にも使っていて、それでふたをして持ってきてもらう。そこら辺まで経験済みでございます。

安全にできるということまでできています。

課題は、さらに大きなものをどうするかと。漏れてる、かつケースに入らないようなもの。これは、できるだけ現場で拭き取って安全な状態にして持ってくる。それから、補修をしながら、油がさらに漏れないような措置をとりながら持ってきてもらうというケースバイケースで合わせ技でやっっていこうかなというふうに考えております。

○有門課長（部会長）

ほかにご質問等ございますか。

中地先生。

○中地委員（外部有識者）

3点あります。

1点目は、1ページの年度別の搬入実績のところなんですが、9ページにあるように来年度からエリア間移動とかが始まるわけなので、豊田事業所等からの受け入れという話と、今年度

はこのままでいいんでしょうけれども、来年度以降、搬入実績のところは他事業所から来たというふうなものを書いてもらわないといけなくなると思うんですが、その際にも登録数的なもの、要するに計画的にどれだけ受け入れるのかというのは決まっているのかどうかということの一つお聞きしたいのと、あと搬入実績絡みの話でいきますと、大阪市のほうはもともとはPCB処理事業所を受け入れる段階で大阪市を先行して処理をするという話になっていたわけですが、まだ9割ぐらいでとまっていますよね。この辺、大阪市の交通局関係のトランス類があって、処理がやっぱり平成33年ないし36年度まで延びるのかというふうなことは、どういうふうな予定になっているのかというのを一つ教えてくださいというのが2点目です。

3点目は、2ページの表の2の年度別の中間処理の完了実績という形でまとめられてる表なんですけれども、ご説明によると平成26年度から運転廃棄物の処理を開始したというお話になっているので、大阪事業所でPCBの廃棄物として処理をしたというふうなものを数値化してここにもやっぱり上げないと、処理が完了したというところの実績にはならないのではないかなと。10ページの表の11の運転廃棄物の保管状況というところで、処理方法としては上がってますけれども、これ年度で処理をした、例えば廃アルカリとか無害化認定施設に910本、大阪事業所に628本というように分けてありますけれども、これはもう処理が完了したというよりも処理をする予定というものも含めた表記になっていると思うので、今後ちょっとどういうふうの実績を報告するというのかまとめるのかということについてご検討ください。

以上です。

○油井所長（JESCO）

ありがとうございます。3点いただきまして、1点目、搬入実績のところ、他事業所から来るものについて、この表はまだ登録数の中に含んでおりません。ですので、次回以降、エリア間移動が始まりますので、受け入れたもの、あるいはこちらから行くものについて数値を別途表にしましてご報告するようにいたします。

計画があるのかというご質問ですが、これは両事業所が受け入れるほう、それから搬出するほうの都合といいますか工程が合わないと一方的にはできませんので、現在それを調整中でございます。それで、平成27年度は大体月別の月次計画というものが一応計画はできております。あとは詳細を詰めていくという段階になっております。それが1点目のエリア間移動の話でございます。

それから、大阪の早期処理というのは、大阪市内を優先してやるということになっておりま

して、先生おっしゃるように大阪市内分はこの1ページの右から2番目の表にございますように、例えばトランスでいいますと登録が1,300台、それに対しまして1,106台ということになっております。コンデンサ、PCB油についても同様な見方をしていただければいいと思えますけれども、確かにまだ9割ぐらいしかできておりません。これは処理を促進させなきゃいけないと思っておりますけれども、トランスは大阪市さん交通局が一番多いですね。大きなトランス、あるいは関電さんがお持ちのトランスとかというのがございます。それがまだ残っております、それを処理を促進させなければいけないなというふうに考えております。

先ほど私説明の中で登録数が今年の3月31日現在と申し上げましたけど、訂正させていただきます。米印の3にございますように、ここの登録数というのは平成27年1月末現在でございますので、その後、登録もふえております。追加登録もございますし、それからもう一つは減る場合もあるんです。高濃度だと思ってJESCOに登録をしたけれども、実際PCB濃度をはかってみたら低濃度であったといったもので、それは除外されていきますので、そういった数の増減は今後もあるというふうに考えております。

それから、3点目ですね。運転廃棄物の数値の話でございますが、10ページは、これはあくまで発生する予定値でございまして、これに対してどれだけ処理をしたのかというのがわからないということ、全くそのとおりでございまして、また次回からどの物を何本どういう方法で処理をしたのかというのをまた別表でお出しするようにしたいと思います。

以上です。

○有門課長（部会長）

2点目のお尋ねの中で大阪市内のトランス、コンデンサの処理見込みについてはいかがでしょうか。

○油井所長（JESCO）

残っているものがまだ1割強あるわけでございます、これは処理期限内にももちろん処理を完了させる予定でございます。ただ、大型解体と小型解体のラインが限られてまして、大型を大体月3台ないし4台、マックスでそれぐらいしかできませんので、交通局さんとか関電さん非常にたくさんお持ちなので、そこは計画的処理にご協力いただくということになるかと思えます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ありませんか。杉本先生。

○杉本委員（外部有識者）

安全教育とか、あとヒヤリハット絡みでちょっとだけ教えてください。

毎月ほぼ教育をなさってるんですが、この講習というか教育される方がどんな形で、実際、言い方悪いんですが、参加される方が事務的に参加されているのか、例えばどういう形で質問なりそういうことが行われているのか、あるいはテーマのやり方を、後ろのトラブルとかと関連しているようにも見えるんですが、そのあたりのことが1つ目です。

もう一つが、ヒヤリハット、こうして件数をずっと比較して、あ、そうなんだとわかるんですが、内容について、例えば器具が老朽化したりとか、あるいは従業員が高齢化したりとかいろんな意味での内容が変わってきてるのかどうか、そのあたりをお願いいたします。

○油井所長（JESCO）

安全教育につきましては、JESCOと運転会社とそれぞれ安全対策課と安全技術課という安全を担当する課がそれぞれございますので、そこで教育テーマ何にしようかというのは十分議論をしてテーマを設定しております。例えば労働災害が非常に多い、昨年の上半まではちょっと多かったんですけども、後でご報告しますけれども、そういったことを踏まえて、3月20日の安全のポイントとか、それから事故防止のチェックリスト、これ10月23日、それから8月21日が日々の安全とか、そのときの起こってる事象に即応したような形でなるべくテーマを、年間の計画は一応立てるんですけども、それを臨機応変に変更したりして、必要な教育を優先させてやっているという状況です。それで、質問の時間は一番最後に設けるんですけども、その場でなかなか出にくいということもありまして、一人一人の方にアンケート用紙ですね、紙1枚を配りまして、とにかく何でも思ったことを書いてもらうというふうにして、それを安全技術課のほうで取りまとめをしてもらって、お答えするというようなことをやっております。

それから2点目が、ヒヤリハットが一番多いのが転倒ですね。操作、漏洩、転落、作業環境などが主なものになってます。それから、一方キガカリは、破損とか作業環境とか設備とか操作とか表示とかこういったことで、ヒヤリハットのほうは当然滑った、転んだ、階段でつまずきそうになったとか、そういった人の動きに伴うものが、実際はそうならないんだけどそう

なりかけたとか、非常に怖い思いをしたとか、そういうことを書いていただいています。それから、キガカリのほうは、ここにありますようにどちらかという設備面の不具合、壊れているとか、それから作業環境がちょっと悪いんじゃないか、設備が傷んでるんじゃないか、そういった内容になってまして、この傾向はどうですかね、余り変化はないですね。年ごとの変化はそれほどないと思います。毎年こういった内容が上がってきているということです。

○杉本委員（外部有識者）

環境的にそんなに劣化してないと考えていいわけですね。

○油井所長（JESCO）

劣化は基本的に当然見つければ修繕しますし、更新もします。ただ、また新たなところが劣化して見つかるという、そういう繰り返しですね。

○杉本委員（外部有識者）

わかりました。ありがとうございます。

○中地委員（外部有識者）

今のヒヤリハットの件で、ヒヤリハットの件数の内数で作業に伴う作業員の動作ということで転倒とか転落とか落下とか打撲とかとあるんですけども、漏洩というのが15件ありますけれども、これ設備に関する事なんですか。それとも作業の形態上漏洩させるような何らかの誤操作があったみたいなことでヒヤリハットに上がってるのかというのはどうですかね。先ほどの杉本先生のご質問とも関連して設備の老朽化に関する事でヒヤリハットで上がってくるようであれば、ちょっと事前に何らかの計画を作る必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

○油井所長（JESCO）

先生すみません、次回に漏洩の内容につきましてはまたご報告させていただきたいと思いません。

○有門課長（部会長）

すみません、まだご質問等がありましたら、最後にまたいろいろご質問等承る時間を設けますので、説明のほう次に進めさせていただきたいと思います。

それでは、資料の11ページから続きの分をよろしく願いいたします。

○油井所長（JESCO）

それでは続けてまいります。

11ページ、各種モニタリング調査結果ということでございまして、まずモニタリングの測定地点について平面図上で表したものでございます。排水、それから周辺の大気、排出口、これ喚排気とボイラー、それから騒音・振動、悪臭といったことで各種のモニタリングをしております。

12ページ以降がその具体的な数値でございます。12ページは雨水排水と汚水排水の測定結果ということで、西棟、東棟の敷地境界の汚水升とか雨水のマンホールとかそういうところで敷地内ではかつております。前回報告から今回までの結果は自主管理目標値未満ということで、全て定量下限値以下でございました。

それから、騒音・振動につきましては13ページですけれども、これも維持管理値以下ということでございます。

それから、14ページと15ページが排気の測定結果でして、14ページが西棟、それから15ページが東棟になっております。これはPCB、ダイオキシン、ベンゼン、塩化水素等測っておりますけれども、全ての箇所です自主管理目標値未満でありました。ちなみに東棟のほうに黄色で網かけしてあるところ、これが平成25年の6月に測定した結果で、このときにベンゼンが自主管理目標値を超過したというところで、網かけしてあるところが超過したものでございます。これについてはもう既に報告をしております、配管等の清掃をしてこういうことを起こさないようにしました。その後は自主管理目標値未満になっております。

それから、16ページと17ページはオンラインモニター、あるいはオフラインのモニタリングの測定ポイントが書いてあります。16ページが西棟、17ページが東棟でございます。

続きまして、18ページです。これは周辺環境モニタリングでございまして、事業所の敷地内で1カ所、それから事業所周辺と書いてありますのは隣接します大阪ガスさんの敷地の中で1カ所測定をしております、いずれもPCB、ダイオキシン、ベンゼン、環境基準値未満ということでございます。

それから、19ページはPCBとダイオキシンの経年変化の表でございます。それから、臭気測定の結果が下の表でございます。基準値以下でございます。

それから、次に20ページ、21ページにまいります。20ページは作業環境のPCB濃度であります。下のグラフを見ていただきますと、作業環境の管理濃度というのが $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ ということでありまして、 0.00 と 0.02 のちょうど真ん中の辺に、線がちょっと引いてないんですが、そこが管理値になります。傾向としては年々少しずつ下がりがつあるということでございますが、まだ完全に $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ をクリアできておりませんで、若干上回っております。それから、ダイオキシンのつきまちは21ページですけれども、許容濃度が $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ということで、これは下のグラフでいきますとゼロと50の間の2.5ですからかなり低いところに許容濃度が設定されてると。これをクリアするのもなかなか難しい状況ではあります、少しずつ下がりがつあるという状況です。これを22ページの表で見ていただきますと、昨年の12月に実施しました測定が一番右の表でございます。PCBとダイオキシンということで、PCBはA測定、B測定でございます。これいずれも黒字になっておりますのは許容濃度をクリアしてるところであります。それから、赤字で書いてありますのはダイオキシンが $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ をクリアできなかった場所ございまして、大型抜油室、小型抜油室、解体室、蒸留室、それから一番下の中間処理室といったところが残念ながらクリアできてない状況です。したがって、ここに入る際には全面マスクあるいは半面マスクを装着しまして作業に当たっているというところなんです。

それから、23ページはPCBの作業環境のA測定とB測定で評価値を出しまして、第1評価値というのがありまして、これが一番右のところ平成26年12月実施した値でして、 $0.012\text{mg}/\text{m}^3$ ということで、先ほどの $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ をわずかに超えてるということでありまして。したがって、管理区分としては第2管理区分になってしまっていると。もう少し頑張れば第1になると。第1というのは問題がない環境であるというところなんです。第3になりますとすぐさま改善をせないかんというところでありまして、第2管理区分というのは、第3ほどではないけれども何らかの対応が必要ですよということになっております。

それから、24ページです。その作業環境を改善するために部屋ごとにいろんな対策を打ってまいりました。それが上の前半部分に書いてございます。それから、下の部分は作業従事者の健康管理ということでありまして。これは作業員全員の血中PCB濃度を採血しまして分析にかけてるというのを年1回行っております。それから、その中でも高い方については年末にもう1回やると。年1回は5月ないし6月に全員がやるというふうにしております。

結果なんです、25ng/g-血液というのが健康管理目標値でございます。これを全員下回っております。高い方で15ng/g-血液ぐらいの方がおられます。それから、ダイオキシンのほうですけれども、これにつきましては環境省で調査した結果、ダイオキシン類関係作業に従事していない方というものの統計値がございまして、平成23年から25年の調査結果に基づきますと、高い方でも56pg-TEQ/g-lipidであったという報告がございまして、これ以内にするとというのが私どもの目標でありまして、この目標に関しましては残念ながら2名の方が56pg-TEQ/g-lipidを上回ってしまったという結果でございます。この方につきましてはヒアリングをして保護具の管理、適正な装着方法などを注意して、手洗い、うがいの励行をしているところでございます。

次に、25ページからは前回報告しましたその後起こりましたトラブルの内容であります。4件ございまして、これは全て運転会社の方ではなくてJVの定検作業などに伴うものであります。1件1表になってまして、25ページはアルカリ洗浄作業で被液をしたといった件でございます。2名の方が顔面と足に被液をした。すぐに水道水で洗い流したけれども、ちょっとヒリヒリする感じがあったので病院に行き治療をしてもらいました。その日にもう帰ってこられて作業継続していただいております。ゴーグルとかマスクはしておりましたのですが、顔面に露出部分があって、そこに液がかかってしまったということでした。原因はホースを逆に接続したという単純ミスでございまして、これをやり直すためにエアブローしてホースを外したところ、残圧が残ってて洗浄液が噴出したといったことです。従いまして、逆接続しないようにホースの端部にカラーテープを巻くとか、それから残圧がないかどうかを調べるための圧力計、それから圧抜きラインをその後取り付けいたしました。これが1件目でございます。

それから、26ページは今年の夏なんです、やはり熱中症が発生してしまいました。これもJVの定検作業の方でございます。14時時点で34度、湿度が50%という状況でありまして、そこで作業されて、仕事が終わる16時45分ごろに相方に休憩を申し出て、下の写真の右側にございますように、外に出て、これ模擬で倒れてる写真なんです、この後ろにちょっとした台があります。ここに座ってスポーツドリンクを飲んで休憩をされてた。5分ほどして立ち上がったところ、立ちくらみがして転倒した。顔の骨を骨折されたということで、すぐさま救急車で病院に行きまして処置を受けました。次の日は普通に作業をされております。水はこまめに飲んでいただんですけども、この方入構2日目ということで、体が暑さに馴化してなかったというふうに考えられます。対策としては、少しでも体調不良を自覚した場合にはすぐ現場監督に申し出て早めの休憩をとるというふうに指導をしたところであります。

次に、3件目です。27ページです。VTRのD号機チラー水に溶媒が混入という件ですけれ

ども、これいきなりこの機器をご説明してもわからないので、次のページに漫画の図面がごさいます。VTR-D号機というのは、VTRが4基ございまして、そのうちのD号機です。左の真空加熱炉がVTRと呼ばれるものであります。ここにコンデンサですとまると投入する、あるいはトランスのコアを投入するといったことで、そこにありますPCBを400度の熱で気化させて蒸発させてPCBを回収するという設備でございまして。気化したPCBは第1シャワー塔というところにまいりまして、そこで溶媒でたたき落とすと。それで下にたまって回収液集合タンクのほうにPCBが入った溶媒を送られる。それで液処理のほうに行くということになります。溶媒はKP8という油なんですけど、それをこのチラー水という右側の赤い雲マーク、これが第1オイルクーラーです。ここで冷却水を冷やしまして、冷やした油をPCBの気化したものに降り注いでやるということでPCBを回収するという工程です。それで、第1オイルクーラー、次の27ページに戻っていただきたいんですが、このオイルクーラーは下の図面にありますようにUチューブというチューブバンドルの中に冷却水が循環しております。そして、外側の黄色い部分が、PCBが含まれた溶媒がここに通る。それで、それを冷ますということになってます。問題はこのUチューブに穴があきまして、設計が2倍ぐらいの安全率を持っておりますので、830本チューブがあるんですけども、半分が生きておれば機能を果たすということで、チューブにプラグ止めをして、何とか動かさないかということを試みたんですが、何回やっても新たにまた漏れが発生するというので、489本、58%喪失した段階で、もう補修を諦めたということでありまして。

この原因としては、先ほどの運転廃棄物のところで粉末活性炭を大阪事業所で自ら処理をしないといけないというのが課題でありまして、定検前に数バッチ粉末活性炭を処理しました。その粉末活性炭の中に塩化亜鉛が含まれておりまして、この塩素と、それからシェルの中で結露した水が反応して塩酸ができたのではないかということで、応力腐食割れが発生したというふうに考えております。下に写真等ございまして、チューブを補修してプラグを打ったりしてるんですけども、止まらなかったというところがございます。

それから、29ページでございまして。これは今申しましたチラー水に溶媒が混入してしまったということで、チラー水を洗浄しなきゃいけない。何回か水を入れて洗って、それで回収して、本来チラー水に油が入ってはいけないので、それを何回かやっておりました。仮設のホースをつないでおったんですけども、それが外れて洗浄水が漏洩したという事象です。これは幸いなことにオイルパンに全て留まりましたので、洗浄水を回収して除染をしたというところなんです。対策としては、外れやすいのでホースバンドを2カ所つけて固定するようにいたしました。

次に、30ページです。設備改造ということで、先ほどの第1オイルクーラーが熱交換器なんですけれども、これも作りかえなきゃいけないということで、ただ作りかえるのではなくて、腐食が起こらないような構造にしようということで、1点目は越流トラフを設けまして気相の部分もなくそうと。全部油で満たされるような構造にしよう。というのは、気相の部分がありますとそこで結露水がでやすいということですので、そういう措置をしました。それから、チューブバンドルの長さを20cm短くして取り出しやすいようにして、そしてメンテを速やかにできるようにいたしました。それから、チューブの肉厚そのものを、1.1mmなんですけど、これを1.6mmに増やしたと。この3点を主に改造したもので今後はやっていくということがあります。

ちなみに、先ほど2倍の安全率を見てるということをお願いしましたがけれども、チューブの長さを短くしたり肉厚を厚くすると本数がその分少なくなるんですけれども、伝熱面積としては十分確保されておりますので、その点は大丈夫です。

それから、31ページでございます。粉末活性炭なんですけれども、これを処理しなきゃいけないと。VTRで処理するんですが、投入する前に前処理をしないとなかなか処理がしにくいということがありまして、伝熱促進体という金属のものを挿入しまして、そして熱が伝わりやすいようにするという設備を新たに検討しております。

それから、32ページは処理した後のものなんですけれども、粉末活性炭でございますので、PCBは気化、蒸発して無害化されているんですが、これを処理しなきゃいけない。微粉炭ですので、それが作業環境をきちっと確保しないといけないので、エアシャワーとか、あるいはプッシュプルタイプの作業台、ここで作業員のほうに粉が行かないように設備を強化したいというふうに考えております。

それから最後、33ページと34ページなんですが、先ほど申しました長期保全計画でございます。ここには基本的な考え方しかまだ書いておりません。実際には非常に分厚い計画書ができておるんですけれども、それはちょっと次回、全部はちょっと無理なので抜粋してこの場でご報告をしたいと思います。

まず、考え方につきましては、操業開始で9年たちました。この先10年近くまだ操業を続けていかなきゃいけない状況にありますので、これまでの定検による機械の点検はやってまいりましたけれども、それに加えて計画的な保全計画を、中長期に亘るものを作成してやっていこうと。保全は予防保全と事後保全という大きく考え方2つありますけれども、なるべく予防保全に力を置いて今後はやっていこうと。設備の不具合が起こる前に計画的に実施するというの

が予防保全でありますので、これをやっていくということを考えております。

34ページなんですけど、それにつきましての具体的な長期保全計画は策定したところであります。次回に具体的なものをお示ししたいと思います。それに基づいて計画をして実行して評価をして対策をすると。いわゆるPDCAをこれで回していきたいと考えておりました、場合によっては計画の見直しというのも随時行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○有門課長（部会長）

ありがとうございます。

ただいまのJESCOの説明、それから前半部分も含めましてご質問等ございますでしょうか。大藤先生。

○大藤委員（外部有識者）

質問というあれではないんですけども、トラブルの2件目で熱中症の例があったと思うんですけども、この方、水分は結構たくさんとっていらっしゃったように思うんですが、水分をとる頻度が2時間とか1時間半に1回とかで、ちょっと何か少ないような気がしまして、もし水分休憩の時間とかをこのように設定されているのであれば、暑い日はもう少し頻繁にとれるように設定されたらいいのかなと思いました。

以上です。

○油井所長（JESCO）

ありがとうございます。今のご指導踏まえまして今後に生かしていきたいと思っております。

○有門課長（部会長）

ほかにご質問等。上野先生。

○上野委員（外部有識者）

24ページの作業従事者の健康管理なんですけど、以前もちょっと超過しての方がいらっしゃったと思うんですけど、たしか前回もそんなには超過してなかったと思うんですけど、この方々、ほかの作業員と違うような動作とか、そういった何かございましょうか。ないのであればなか

なかよくするのは非常に難しいかなという気がするんですけど、いかがでしょう。

○油井所長（JESCO）

2名の方は具体的に数値を申し上げますと56pg-TEQ/g-lipidに対してAさんは84pg-TEQ/g-lipidです。それからBさんは59pg-TEQ/g-lipidです。Aさんは解体班の方ですけれども、この方はダイエットをされて、3年前から今回、体重が15キロぐらい下がっておられます。Bさんはそれほど体重の変化はないんですけれども、この方も解体班の方です。体重が減ったことによって、ダイオキシンの場合は血液中の脂肪分が分母でございますので、その関係があるのかなという感じはしております。いずれにしても指導、対応を強化していかなくちゃいけないと考えております。

○有門課長（部会長）

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

○中地委員（外部有識者）

2点ありまして、1つは12ページの表-12の雨水、汚水の測定結果なんですけど、雨水が敷地境界のところでも西棟も東棟も1 pg-TEQ/L以下という環境基準を超えるような数字で、前年度よりは少し上がってるような状況になってるんですけど、雨水中のダイオキシンというのは要するに大気中のダイオキシンを雨で払い落として集めて測ったみたいなものになってるので、これがJESCOさんの操業に当たるものなのか、両隣に焼却施設がありますので、ダイオキシンの異性体分布なんかを見てPCB由来なのか、あるいはダイオキシン燃焼由来みたいなことも検討をされて、自主管理目標値より低いので問題がないといえば問題はないんですけども、ちょっとその辺考察をお願いしたいというのが1点と、あと25ページ以降のトラブル報告で、定期検査時におけるJVによる作業で発生したという話でいうと、JESCOさんとJVとの関係で、きちんと雇い主として安全教育をするというところをもう一度どういうふうにすればよいのかということをご検討願いたいというのが2点目です。

以上です。

○油井所長（JESCO）

1点目ですけれども、雨水の東棟の敷地境界雨水①というのが今回2.5pg-TEQ/Lでした。

前回は1.0pg-TEQ/Lということで上がっておるんですけども、2.5pg-TEQ/Lの内訳、全異性体を出しておりますので、その内訳を見ますと、コプラナーPCBが18%を占めております。2.5pg-TEQ/Lのうち0.45pg-TEQ/Lがコプラナーです。18%。それから、前回1.0pg-TEQ/Lのときにコプラナーが33%でございまして、値としては0.33pg-TEQ/Lという値になっております。ですから、0.33pg-TEQ/Lから0.45pg-TEQ/Lになったということは上がってるんですけども、全異性体に占める割合からいくと、ジベンズとかそういうもののほうが大きいというふうになっております。

それから、JVに対する指導というのは入構教育ですね。運転会社さんのほうはある程度定着してますので、経験の長い方ですと8年、9年、10年という方がおられますけれども、JVさんのほうはその都度人が代わります。ですので、その都度入構教育をこまめにやってはおるんですけども、先生のおっしゃる趣旨を踏まえて今後やっていきたいと思っております。

○有門課長（部会長）

そのほかに何かご質問、ご意見等ございましたら承らせていただきますが。よろしゅうございましょうか。最後に全体のご質問等も聞かせていただきますので、その節によりしく願います。

では、次に移らせていただきます。

議題2にございます環境モニタリング調査についてということでございますが、大阪府が行っております行政としてのクロスチェックの結果につきましてご報告させていただきたいと思っております。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市環境局の産業廃棄物規制担当課長代理をしております谷野です。

資料2の平成26年度環境モニタリング調査についてご説明をさせていただきます。

こちらはJESCO大阪PCB処理事業所のPCB処理施設の稼働に伴います周辺環境への影響を把握することを目的としまして、大阪市としてJESCO事業所の周辺環境、大気質についてのモニタリング調査を毎年2回、夏と冬の年2回実施してるところでございまして、今回、平成26年度の夏と冬の調査の結果について報告をさせていただきます。

まず、調査場所につきましては、例年と同様ですけども、JESCO大阪PCB処理事業所の敷地境界の地点1地点と、JESCO事業所の最も近い住居地域の地点ということで、桜

島の地点の合わせて2カ所についてサンプルを採取しております。

調査期間につきましては、夏季調査につきましては平成26年6月30日から7月7日、冬季調査につきましては平成26年12月1日から12月9日ということで、あと測定物質につきましても例年同様PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの項目を調査しております。

次に、調査結果につきましては、一番下、3番のところにお示しておりますが、PCB、ダイオキシン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、いずれの項目を見ましても、一番右のほうに書いてありますが、環境基準値と比較しまして非常に小さい値となっております。

次のページをごらんいただきますと、これまでの経年変化ということで、それぞれのJESCO大阪事業所の地点ですとか桜島地点での平成17年度以降の調査結果についてお示しをしております。平成17年度というのが、JESCO大阪事業所の操業開始が平成18年10月ということですので、操業開始前のモニタリング調査の結果を経年的に示しているということでございます。

続きまして、3ページのところに、このうちダイオキシン類の測定結果について経年変化をグラフで示しております、両地点とも操業開始前とほぼ同等程度の値で推移しております。また、大阪市内平均値、大阪市内の常設の観測地点が7カ所ございまして、その平均値と比較しましてもほぼ同等程度となっております。

以上の結果から、JESCO大阪PCB処理事業所による環境影響はほとんどないということと考えております。

以上です。

○有門課長（部会長）

ただいまの環境モニタリング結果につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。特によろしいでございましょうか。

それでは、次に移らせていただきます。

議題3に書いてございます、本日環境省様から資料を頂戴してございます件でございますが、PCB廃棄物処理基本計画変更後の主な取り組みについてということで、昨年の6月に処理基本計画が変更されてございますが、その後の取り組み内容につきましてのご説明を環境省からお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○中野課長補佐（環境省）

環境省の産業廃棄物課の中野と申します。

私のほうから計画変更以降の環境省の取り組みにつきまして、資料3に基づきましてご説明させていただきます。

前回、この会議でも一部ご説明させていただいた取り組みもございますが、若干重複いたしますことをお許してください。

この資料3につきましては、まず1ページ目の下に6点の目次を書いております。1点目が計画報告の趣旨の徹底、それから2点目がJ E S C OにおけるPCB廃棄物の処理、それから3番目が未処理のPCB廃棄物等の掘り起こし調査等の推進、それから4点目は若干J E S C Oとは関係のない部分になりますが、微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進、それから5点目、その他の取り組み、それから6番、今後の取り組みということでございまして、若干お時間もありますので、ポイントをまとめてご説明させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして裏面の3ページ、上部に書いてございます。これ昨年もご説明させていただきましたが、昨年6月にPCB廃棄物処理基本計画を変更した際の趣旨というものについて、都道府県の皆様にしっかりまずはその周知徹底をさせていただいたという取り組みでございます。昨年7月にこの基本計画変更を行いました、残念ながらその期限の延長というものを見せていただくことになってしまいましたが、この期限についてはこれ以上延長することはないということで、さらにこの期限ぎりぎりまでかかるのではなくて、これを一日でも早く達成するということを目標に、関係者が最大限の取り組みを行っていくといったところを踏まえながら、必要な取り組みを行っていただきたい旨周知徹底をさせていただいて、単にお手紙を配るだけではなくて、担当者の皆様にもお集まりいただきまして直接ご説明する機会というものを開催させていただいたところでございます。

それから、下の2番目からはJ E S C OのPCB廃棄物の処理の取り組みでございますが、これは議題の1番目でご説明した部分多聞に含まれますので、ここでは割愛させていただきます。

それから、次のページの下段、6とスライド番号が書いてある3番の未処理のPCB廃棄物等の掘り起こし調査等の推進でございます。今後、処理期間内に処理を再延長なく確実に終わらすためには、現在まだ見つかっていないと思われるPCB廃棄物についてもしっかり掘り起こして、これを全て期間内早期に処理施設に、つまりはJ E S C Oに処理を委託してもらうということを行っていくわけでございますが、そちらについて、じゃ、掘り起こし調査は具体

的にどういうやり方をすればいいのかという点について、昨年の8月に私どもから、これまで平成26年、平成25年以前に先行的に取り組んでいる自治体の事例等を踏まえまして、標準的な、効率的なやり方というものをマニュアルにして、各都道府県市の皆様に周知申し上げているところでございます。また特に、今もなお使用中のPCBの機器というものもございまして、こういったところの掘り起こしに関しましては、都道府県市あるいは環境省のみならず、特に電気事業法など所管しております経済産業省、それから、いわゆるこういった電気工作物、使用中のものは一部自家用工作物という扱いで、電気事業法に基づいて定期点検等が月に1回行われたりしております。これの実務を行っている方々が電気保安協会ですとかそういった協会に加入されている電気保安関係の事業者さんになります。こういった方も直接こういった電気の工作物をお持ちになってる方にアプローチする機会があるということで、こういった今申し上げたような機関の皆様と自治体、我々が一所について連携して効率的な調査及び指導の推進がどうやったらできるのかといったところを連絡する体制というものも構築させていただきまして、まずそのキックオフとして、全国組織について、本年の2月、先月の末に開催させていただいたところでございます。これはまず右のポンチ絵でいきますと下の図のほうになる全国組織等による連絡会議でございますが、今後さらにこれを各地域、5地域における連絡会議というものも地域、地域の実情に合わせて開催させていただきながら、この連絡会議を定期開催することで連携した取り組みというものもしっかり計画的に実施して、レビューしていくという体制を構築、継続させていただきたいというふうに考えております。

それから、1枚おめくりいただいたところ、4番はJESCO以外で処理をする微量PCB汚染廃電気機器等の処理の関係でございますので、こちらすみません、ご説明は割愛させていただきます。

次のページの5番、スライド番号9でございます。その他の取り組み等ということでございますが、まず上の段にありますPCBが使用された安定器でございます。この地域の安定器につきましては、冒頭角倉からお話、あるいは大阪市さんからご説明がありましたとおり、北九州のJESCOの事業所のほうで処分をすることになりますが、実はこちらについては残念ながら未だ使用されているところも実はございまして、それが平成25年、一昨年にはそれを使用してる北海道内の学校で、さらには昨年北九州市内の警察の施設で使われていたPCBが入ってる非常に古い蛍光灯安定器が破裂する事故というものがございました。こちらを受けまして、昨年すぐに10月に私どものほうから、特に公共施設については過去に平成13年までに交換するようというような行政指導させていただいているところもございましたので、各自治体の皆

様には改めて速やかな交換等について、万一されていない場合はそういったところを改めて周知指導していただきたいというお願いをさせていただいたところでございます。

それから、J E S C O法の改正につきましては、冒頭でJ E S C Oの東さんからご説明があったとおりでございます。

それから、その下の段、6番でございます。今後の取り組みということでございますが、この計画的処理完了期限、あるいは処理期限全体の中でも一日でも早く処理を終わるために、今後の全国的な処理の進捗管理を環境省としてどうするのかということをごここでは記載させていただいております、2つの情報を、統計的な情報になるかもしれませんが、これを定期的に把握していくことで進捗管理というものを図っていきたくと考えております。

①が、従来からやっておりますが、P C B廃棄物の保管状況の届出ということで、従前からP C B特措法に基づいて、P C B廃棄物を保管している方は、年に1回都道府県に、何基保管してるかという届出をしていただくことになっております。こちらの様式を昨年2月に変更させていただいて、これまではJ E S C Oで処理すべき高濃度のもものと、それ以外で処理すべき低濃度のものというのが一緒くたに報告されていたものを、別々に報告するような様式にいたしました。これを環境省においては都道府県市から情報集約して公表させていただいておるんですけども、これを引き続き毎年度モニタリングをして、特に次の公表の段から新様式によるデータの統計データが出てくることとなりますので、これの例えば経年変化ですとか地域の傾向を見ることによって、ひとつストック群の廃棄物の処理状況の進捗管理というものが見える化できるのかなというふうに考えております。

それからもう一つ、②でございますが、都道府県市における取り組み状況調査ということでございまして、私どもといたしましては毎年度都道府県市の皆様が、例えば冒頭角倉が申し上げました新しいフェーズに入った掘り起こし調査などの取り組みを都道府県の処理計画で変更して、それを実施していただくというお願いをしておりますけれども、こういったものの変更状況ですとか、あるいは掘り起こし調査が実際にどういった形で実施されてるかどうかといったものも定期的に把握をさせていただいて、結果を公表させていただきたいと、こういった取り組みをさせていただこうというところから、こういったデータを活用して全体の進捗管理を行っていきたくというふうに考えております。

それから、最後のページでございます11、12でございますが、上の部分でございます、平成27年度の環境省予算（案）でございますが、こうしたP C B廃棄物の処理を着実に進めるために、私どもとしても必要な予算、平成27年度、来年度の予算（案）を、主なものとしてこの3

つを盛り込んでおります。1点目、PCB処理施設整備事業ということで、38億円ほどでございますが、こちらはJESCOの長期保全計画ですとか点検に基づいた改善、点検、それから補修の費用をきちんと予算的に我々がバックアップすることで、今後ご心配されております老朽化対策等について、しっかりこれが措置されるようなバックアップ体制のための予算というふうになってございます。それから、今回の計画変更で再延長しないということは、つまりはもうJESCOの施設ははっきりした終わりの時期が決まっておりますので、じゃ、これが終わった際のその施設の撤去、解体につきまして、こちらについてもしっかり今から新年度準備をさせていただくというのが2点目の丸の予算になってございます。それから3点目は、掘り起こし調査ですとかそういった都道府県の皆様が行っていくような取り組みを我々としてもしっかり支援していくような目的で、こういった調査方法をより効率的にする方法ですとか、先ほどご紹介申し上げました連絡協議会といったものの開催等必要な費用を私どもとしても予算要求をしているといったところでございます。

それから、一番下のページでございますが、そのほかの取り組みといたしまして最も最新の取り組みでございますけれども、一部制度面で措置が必要な部分についても取り組ませていただいております。今週の月曜日まで廃棄物処理法の施行規則、関係する規則の改正についてパブリックコメントをさせていただいたところでございます。2つありますが、1点目がいわゆる安定器について、分解、解体による環境汚染のおそれを防止するような措置について今検討させていただいてるところでございます。

私からのご説明は以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ただいまの環境省のご説明に対しまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○上野委員（外部有識者）

1点だけちょっと教えていただきたいんですが、10ページ目の今後の取り組みのところなんですけれども、要はPCB廃棄物の保管状況の届出をして、それを毎年度これから公表するという事なんです。基本的にはこれPRTTRみたいな、例えば地域ごとに行われるのか、あるいは例えば事業所ごとに保管状況を公表するとか、そういったようなこと何かお考えでしょうか。

○中野課長補佐（環境省）

ありがとうございます。この届出制度自体なんですけれども、まず制度の設定といたしましては、保管事業者ごとに保管されているPCB廃棄物を年に1回、毎年度末の状況を次の年度の6月までに都道府県知事にご報告、届出をしていただくという制度なんです。この届出された情報自体はPCB特別措置法に基づいて公衆の縦覧の用に供するという形になっておりまして、この届出書は基本的にどなたでも閲覧ができることになっております。ですので、まず事業場ごとでいきますと全ての情報は公開の対象になった上で、私どもが取りまとめておりますのは、それを都道府県で集計した数の形にして、この数について集計公表をさせていただいているというような取り組みをさせていただいております。

○有門課長（部会長）

ほかに何かご質問等ございましたらお願いいたします。特によろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

以上で、予定してございました議題は以上4つでございますけれども、最後に全体を通しまして何かご意見、ご質問等ございましたら承ってまいりたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○油井所長（JESCO）

ちょっと回答漏れが2点ありましたので、補足させていただきます。

安全教育の講師は誰がやるのかということをちょっと答え漏れておりましたので。基本的にはJESCOと運転会社の社員がやっております。年に1回ぐらい外部講師を招いてやることがあるんですけど、年に1回ぐらいですね。先生にしていただければ非常にありがたいんですけども。

それともう一つは、小集団活動というのをやってまして、大阪事業所ではもりもり活動と呼んでるんですけども、各グループごとに安全面であるとか処理の方法の改善提案であるとか、そういったことをグループ討議をしていただいて、そして発表の場を年2回設けております。これは運転会社のほうで主体的にやっていたらいい活動です。それが1点目の補足です。

それから2点目は、血中ダイオキシンの高い人の話ございましたけれども、やはり経口摂取とか、呼吸から入る場合もありますので、面体のフィットとかそういうことをやるわけですけども、それで改善が見られない場合は配置換えも行っております。例えば解体班から別の班

に移ってもらうとか、そういうこともあわせてやっております。

以上補足です。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ほかに何かご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが。

杉本先生。

○杉本委員（外部有識者）

現場で解体に行くというのをおっしゃいましたよね。そういう場合については事前に周辺に通知するとか、何かそういう措置はなさっているのか。それをちょっと教えてほしかったです。

○油井所長（JESCO）

これを実際誰がやるかという、保管事業所で抜油をして、それから気化洗浄して、それで解体すると。これは基本的には保管事業者さん、あるいは収集運搬業者さんがやります。JESCOは技術指導といいますか、我々は施設内で解体してますので、その知見をお教えするというところでやってます。当然ビルの管理者さんとかには通知をして、許可をいただいてそういう作業してるということでございます。

○有門課長（部会長）

ほかにご質問、ご意見等ございましたら。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。つつがなく議事のほうも進行させていただきましたことをお礼申し上げます。

これをもちまして司会のほうにマイクをお返ししたいと思います。

○中尾係長（司会）

皆様方には長時間の会議、ご意見をいただきまことにありがとうございました。

なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様と調整の上決めていきたいと思っております。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございます。

ました。